

介護職員等特定処遇改善加算

■介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

■介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ① 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得していること
- ② 職場環境要件として、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること

「見える化」要件とは令和2年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

■当法人の加算の取得状況

施設名	介護サービス種別	取得加算
特別養護老人ホーム「楽聚」	介護老人福祉施設	特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）
特別養護老人ホーム「楽聚」ユニット型	介護老人福祉施設	特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）
	短期入所生活介護	特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）
デイサービスセンター「楽聚」	通所介護	特定処遇改善加算Ⅰ（1.2%）

■介護職員等特定処遇改善加算に関する具体的な取り組み内容

- ① 資質の向上
 - ・働きながら介護福祉士等資格取得を目指す職員に対して、休暇付与等の勤務調整
 - ・喀痰吸引等専門性の高い介護技術を取得しようとする職員に対する受講支援
- ② 労働環境・処遇改善
 - ・介護記録システムを使用し、ケア内容等の情報共有を図るとともに、介護記録の電子化により職員の事務負担の軽減、業務の省力化の実施

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減の為の介護ロボットやスライドボード等の介護機器等導入
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所持の明確化
- ・健康診断後の保健指導の推奨、ストレスチェックの実施等、健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化

③ その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・障害を有する職員でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトを配慮
- ・納涼祭、近隣のボランティア訪問受入れ等、地域住民との交流を深め地域連携を図る